

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 曾 根 崎 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年8月1日（月） 午後2時から 午後3時までの間
開催場所		大阪府曾根崎警察署 会議室
出席者	委 員	白石会長 和田副会長 池上委員 奥委員 大東委員 吉沢委員 友松委員 西村委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 広聴相談係長2名
議 事 概 要		1 会長挨拶 委員の皆様、署長を始め署員の皆様、お暑い中、御出席ありがとうございます。 いろいろな事案が発生しているようです。貴重な御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 2 署長挨拶 平素、住民の代表という立場で曾根崎警察署の警察行政に御尽力いただき、また、建設的なご御意見をいただいていることに、改めて厚くお礼申し上げます。 (1) 管内の治安情勢については、府下における6月末の刑法犯認知件数は、約39,000件とほぼ横ばいですが、曾根崎署管内では1,769件（前年度比プラス20%）と大幅に増加しており、万引きが558件と激増していることが原因であります。 店舗側に万引きを未然に防止する対策や警備業者に対しても対策を講じるよう繰り返し申し入れております。 今後も解決に向けて様々な角度から対策に取り組んでいきます。 (2) 都市部を中心に特殊詐欺の被害が多く、大阪府警でも様々な対策を講じ、組織を挙げて取り組んでいるところです。 府下の被害件数は1,309件（前年比マイナス182件）、被害金額は26億7,643万円と約7億8千万円の増加で大変厳しい状況になっております。 曾根崎警察署管内は発生が11件、被害金額は約3千万円です。 (3) 社会的注目を集める大きな事件・事件は、今年は発生していませんが、本年5月に消費者金融に設置されている現金払出機をハンマーでたたき壊すという事件が発生しました。防犯カメラ映像を基に犯人の手配を実施し、早期に被疑者を検挙しました。所持品検査の結果、包丁を所持していたことが分かりましたが、被疑者及び署員ともに怪我することなく重大事件を未然に防止できたので紹介します。

議 事 概 要

- (4) 酷暑対策について、府警として、制服で街頭活動する地域警察官や交通警察官は、水分補給のためペットボトルの携行やクールネックの着装、紫外線対策として必要に応じてサングラスの着用などを認めることになりました。御理解をどうぞよろしくお願いします。
- (5) 来年は大阪関西万博が開催される予定です。国内のみならず世界の人々が安心して訪れ、安全に楽しめる曾根崎警察署管内であるため、より一層署員一丸となって取り組んでいきます。
- どうぞよろしくお願いします。

3 主な業務推進結果等
生活安全課、交通課

4 協議事項

(1) 委員から寄せられた議題

【委員】

電動キックボード、電動自転車の対策等について

【警察】

交通ルールを守らなければ取締りの対象となります。

昨年7月から本年6月末までに、曾根崎署管内において、酒気帯び運転を交通切符で、信号無視、通行区分（歩道区分、右側通行）、定員外乗車、一時停止等を反則切符で約400件取り締まっています。

特定小型原動機付自転車の商店街における通行については、通行禁止の標識があり、自転車を除くという補助標識の有無によって異なります。自転車には特定小型原付が含まれます。よって、自転車を除くという補助標識があれば、交通規制の時間帯に関係なく通行可能です。

補助標識がなければ、交通規制時間帯内の通行は禁止となり、通行していれば違反として取り締まります。

16歳未満は運転禁止ですが、昨年、管内で16歳未満の少年を道路交通法違反（無資格運転）で事件送致しました。全国初の検挙となり、各種メディアで取り上げられましたので、16歳未満は運転できないと警鐘を鳴らすことができたと思います。

電動自転車についてですが、ペダル付自転車や電動スーツケースで違法モビリティとなりますが、公道を走行することはできません。対応する免許を持っていないと運転することができませんので、これらは無免許運転で取締ることになります。

また、原付免許を保有している方がペダル付自転車等を運転した場合は、ナンバープレートやウィンカーを装備していない、いわゆる保安基準を満たしていないという違反で取り締まります。

引き続き取り締りをしていき、電動キックボードについては、ルールを周知していくとともに、違法モビリティは公道を走れないということを広報啓発についても併せて取り組んでいきたいと思っています。

(2) 質疑応答

【委員】

電動キックボードの商店街での通行速度は、時速20kmか。

【警察】

時速20kmです。

【委員】

お初通り商店街は一方通行か。

【警察】

議 事 概 要	一方通行であっても、自転車を除くという標識があれば、電動キックボードは双方通行が可能です。 【委員】 電動キックボードの違反を取り締まる場合、身分を証明するものを持っていない場合はどうするのか。どのような対策を取るのか。 【警察】 本人確認をするため、家まで行ったり、家族に連絡したり、会社に問い合わせをする等して、違反者が確実に本人であるということを確認して、青切符を作成して反則金を納付させます。連絡が付かなくなった場合も、通知して納付を促します。
---------	---